

サモア国際会社の管理ガイド

1. 会議と議事録

取締役会及び株主総会の議事録は、会議の議長又は会議に参加する取締役の1人が署名する必要があります。必要に応じ、啓源会計士事務所有限公司(以下「啓源」という)は、決議の起草を支援することができます。一般的に、会社の定款には、会議の通知及び定足数を規定します。

株主の決議は、事前に通知し株主総会を開催することの代わりに、議決権のある株主の4分の3以上が署名した書面決議書により可決することができます(第99(2)条)。取締役の決議も、事前に通知し取締役会を開催することの代わりに、定足数以上の取締役が署名した書面決議書により可決することができます。

会社の議事録は、サモアにおける登録住所又はその他の場所に保存されることができます(第103(3)条)。

2. 年次株主総会

株主が書面決議書を通過し当該規定を取り消さない限り、株主総会は毎年開催される必要があります(第92(6)(b)条)。啓源が作成するモデル議事録には、年次株主総会の開催を免除する規定が含まれます。

3. 担保の登録

啓源は、担保(charges)の登録の指示を受けた後、担保の事実があった日から42日以内に国際及び外国会社登記所(以下「登記所」という)に当該担保の登録を行います(第72(1)条)。

4. 取締役名簿と秘書役名簿

啓源は会社の取締役名簿及び秘書役名簿を保存します。変更された場合、即時に啓源に通知し、変更する必要があります。特に要求されない限り、啓源はそれらの名簿及びその後の変更を登記所に提出しません(第91(5A)条)。

SHENZHEN 深セン

Rooms 1203-06, 12/F.
Di Wang Commercial Centre
5002 Shennan Road East
Luohu District, Shenzhen, China
中国深セン市羅湖区深南東路5002号
地王商業センター12階1203-06室
T: +86 755 8268 4480

SHANGHAI 上海

Room 603, 6/F., Tower B
Guangqi Culture Plaza
2899A Xietu Road, Xuhui District
Shanghai, China
中国上海市徐匯区斜土路2899甲号
光啓文化広場B棟6階603室
T: +86 21 6439 4114

BEIJING 北京

Room 303, 3/F.
Interchina Commercial Building
33 Dengshikou Street
Dongcheng District, Beijing, China
中国北京市東城区灯市口大街33号
国中商業ビル3階303室
T: +86 10 6210 1890

SINGAPORE シンガポール

138 Cecil Street, #13-02 Cecil Court
Singapore 069538
セシルストリート138号
セシルコート13階1302室
郵便番号: 069538
T: +65 6438 0116

TAIPEI 台北

Room 303, 3/F., 142 Section 4
Chung Hsiao East Road
Daan District, Taipei
Taiwan 10688
台湾台北市大安区忠孝東路四段
142号3階303室
郵便番号: 10688
T: +886 2 2711 1324

NEW YORK ニューヨーク

202 Canal Street, Suite 303, 3/F.
New York, NY 10013, USA
米国ニューヨーク州ニューヨーク市
キャナルストリート202号3階303室
郵便番号: 10013
T: +1 646 850 5888

LONDON ロンドン

Room 319, 3/F., One Elmfield Park
Bromley, Greater London
BR1 1LU, UK
英国グレーター・ロンドンブルームリー
フィールドパーク1号3階319室
郵便番号: BR1 1LU
T: +44 20 8176 3860

TOKYO 東京

308 BIZMARKS Akasaka
2-16-6, Akasaka, Minato-Ku, Tokyo
Japan 107-0052
日本東京都港区赤坂二丁目16番6号
BIZMARKS赤坂308室
郵便番号: 107-0052
T: +81 3 5776 2637

5. 株主名簿

啓源は会社の株主名簿を保存します。変更された場合、即時に啓源に通知し、変更する必要があります。株主名簿はサモア国外にも保存されることができます(第 106 条)。

6. 株式譲渡

全ての株主は、いかなる一般的な方法又は取締役により承認された書面で株式譲渡を行うことができます。必要に応じ、啓源は株式譲渡の書類及び株券の作成を支援することができます。

7. 無記名株式

無記名株式の発行は禁止です。全ての株式は記名株式の形で発行される必要があります。

8. 特定の決議書の写しの提出

一般的に、特別決議書の写しは登記所に提出される必要がありません。但し、特定の事項(会社の定款の変更など)についてその決議書の写しは登記所に提出する必要があります(第 19(2)及び 26(2)条)。

9. 株主資本の変更

会社は特別決議を通じて増資・減資を行うことができます(第 52(1)(a)及び 54(1)条)。

10. 会社の定款の変更

会社は特別決議を通じ、定款大綱(第 19(1)条)及び定款細則(第 26(1)条)を変更することができ、特別決議の通過の日から 21 日以内に定款の変更に関する決議書の写しを登記所に提出する必要があります。指示を受けた後、啓源は書類の作成・提出を行います。

11. 監査

会社は、株主全員の同意を取得した後、監査人の委任の要件を免除することができます(第 117(b)条)。啓源が作成する株主総会のモデル議事録には、監査人の委任を免除する規定が含まれます。

監査人の委任の免除を行わない場合、会社は設立の日から 90 日以内に公認監査人を委任する必要があります(第 116(1)条)。必要に応じ、啓源は、公認監査人の委任を支援することができます。

12. 年次申告書

年次申告書の提出は不要です。

13. 商号の変更

会社は特別決議を通じ、登記所の承認を取得した後、その商号を変更することができます(第23(1)条)。指示を受けた後、啓源は書類の作成・提出を行います。

14. コモンシール(Common Seal)

会社は、常にコモンシールが使用できる者を指定することができます。啓源が作成するモデル定款には、取締役指定される者のみがコモンシールを使用することができる規定が含まれます。さらに、捺印済み書類に取締役又は指定される者が署名する必要があります。

15. 取締役

会社は1名以上の取締役が必要ですが、取締役はサモア居民であることが不要です(第83(3)条)。指示を受けた後、啓源は書類の作成・提出を行います。

16. 秘書役又は現地の代理人

(現地の)秘書役又は(及び)現地の代理人は会社の取締役に委任されなければなりません(第90(1)条)。会社は複数の秘書役を委任することができ、そのうちの1人が現地の秘書であることができます。現地の秘書役を委任していない場合、現地の代理人を委任されなければなりません。いずれの場合も、登録されている受託会社もしくはその従業員、又は受託会社の関連会社のみは秘書役又は現地の代理人を務めることができます。

17. 登録住所

会社はサモアにある登録住所を持たなければならず、登録住所は受託会社の主たる事務所でなければなりません(第81(10)条)。

18. 存続証明書と認証済写し

存続証明書及び会社書類の認証済写しの発行は登記所に申請することができます。

もっと詳細な情報や支援をご希望の場合は、下記のお問い合わせをご利用になってください。

メール: info@kaizencpa.com

固定電話: +852 2341 1444

携帯電話: +852 5616 4140、+86 152 1943 4614

ライン・WhatsApp・Wechat: +852 5616 4140

Skype: kaizencpa

公式ウェブサイト: www.kaizencpa.com

サービス分野

会社設立

会社設立登記
リース協力
銀行口座の開設
合併・買収
維持変更
登記抹消と清算

会計・監査

財務コンサルティング
デューデリジェンス
会計記帳
法定監査
特別監査

税務

税務コンサルティング
税務計画
税務申告
税務審査
移転価格税制

知的財産権

商標の登録
商標権の侵害
商標の監視
外観設計登録
専利登録

人事

求人
労務派遣
給与の計算と支払
人事管理
法務のコンサルティング

ビザ

就労ビザ
ビジネスビザ
アントレ・パス (EntrePass)
投資移民
技術移民

お問い合わせ

深セン

中国深セン市羅湖区
深南東路5002号
地王商業センター12階1203-06室
T: +86 755 8268 4480

上海

中国上海市徐匯区
斜土路2899甲号
光啓文化広場B号棟6階603室
T: +86 21 6439 4114

北京

中国北京市東城区
灯市口大街33号
國中商業ビル3階303室
T: +86 10 6210 1890

台北

台湾台北市東安区
忠孝東路四段142号
3樓之3郵便番号: 10688
T: +886 2 2711 1324

シンガポール

セシルストリート138号セシル・
コート13階132室。
郵便番号: 069538
T: +65 6438 0116

ニューヨーク

米国ニューヨーク州ニューヨーク市
キャナルストリート202号3階303室
郵便番号: 10013
T: +1 646 850 5888

ロンドン

3階319室, One Elmfield Park
ブルムリー, グレータ
ー・ロンドン, BR1 1LU
イギリス, 郵便番号: BR1 1LU
T: +44 20 8176 3860

啓源公認会計士事務所

香港クントン巧明街111号富利広場21階2101-05室
T: +852 2341 1444 E: info@kaizencpa.com

